

平成14年1月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成12年(ネ)第514号 診療報酬請求控訴事件(原審・盛岡地方裁判所平成8年(ワ)
第10号)

平成13年10月10日口頭弁論終結

判決

東京都港区新橋二丁目1番3号

控訴人 社会保険診療報酬支払基金

同代表者理事長 末次 彬

同指定代理人 近藤裕之

同 狩野要祐

同 星 庄一

同訴訟代理人幹事長 患者A 貴美恵

盛岡市山岸一丁目2番46号

被控訴人 外川 正

同訴訟代理人弁護士 佐々木良博

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第2 事案の概要

1 被控訴人は、保険医療機関の指定を受け歯科医院を開設している者であり、控訴人は、政府又は健康保険組合等が健康保険法等の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、保険者の委託を受けて、診療担当者に対して支払うべき診療報酬の迅速適正な支払いをなし、あわせて診療報酬請求書の審査を行うことを目的とする公法人である。

被控訴人は、平成5年11月から平成7年7月にかけて患者2名に対して歯槽膿漏症及び齲蝕(虫歯)の治療を行い、その治療の過程において患者の歯牙に歯周治療用装置としての被覆冠をそれぞれ複数個装着したとして、控訴人の従たる事務所である岩手県社会保険診療報酬支払基金事務所に対して、上記被覆冠の装着にかかる技術料合計2400円を含む上記患者らについての診療報酬を請求したところ、控訴人は、上記被覆冠の装着が次の厚生省告示ないし通知の定める要件を充たしていないことなどを理由として、被控訴人の上記歯周治療用装置に係る診療報酬請求部分を

減点査定し、その支払いを拒絶した。

当時、被控訴人ら医療機関（診療担当者）が、保険者（政府、健康保険組合等）に対して、治療として装着した被覆冠について歯周治療用装置として請求できる診療報酬については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）（平成6年3月16日厚生省告示第54号）によると被覆冠1歯につき50点と定められ、治療計画書に基づく場合にこれを算定するとされており、また、上記告示の解釈指針として「新診療報酬点数表の制定（昭和33年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）（平成6年3月16日保険発25号）が発せられており、これらによれば、被覆冠について歯周治療用装置として保険点数が算定されるための要件として、(1)治療計画書に基づくこと、(2)最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われること、(3)残存歯の保護と咬合の回復のために行われることの3要件が定められていた。

本件は、被控訴人が、上記のとおり控訴人によって減点査定された診療報酬請求分2400円につき、控訴人に対し、健康保険法43条の9第4項、あるいは国家公務員共済組合法55条5項、並びに社会保険診療報酬支払基金法13条1項2号に基づいて、本件訴状送達の日翌日である平成8年2月2日から支払い済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金と併せてその支払いを請求して提訴した事案であるところ、原審が被控訴人の請求を全部認容したので、控訴人が控訴したものであって、本件の主たる争点は、被控訴人が装着した被覆冠が上記3要件を満たす歯周治療用装置として保険点数の算定対象になるのか、それとも一連の歯冠修復作業の一部である暫間被覆冠として保険点数の算定対象とならないのかである。

2 当事者の主張

本件における「当事者の主張」は、次のとおり付加・訂正するほかは原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

(1) 原判決20頁4行目の「発炎症因子」を「歯周疾患の発炎症因子」と、同28頁7行目冒頭から同9行目の「ない。」までを「歯周治療用装置は、いわゆる「仮歯」の一種で、歯槽膿漏症に罹患し、崩壊が著しい歯に装着されるものであり、その目的は、歯を支持する組織の健康を維持することにより、最終的に金属冠をかぶせるまでの間、当該の歯本来の形態と機能を回復し、歯の周囲組織に食事や歯ブラシによる適切な刺激を加えることにより、また、同時に歯の咬合の回復によって、噛むことによる適切な刺激が周囲組織に伝わることにより、その症状の改善を図ることによって、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。」とそれぞれ改める。

(2) 控訴人の当審における主張

ア 算定告示が歯周治療用装置に保険点数算定を認める趣旨

我が国において歯周疾患は、抜歯される歯の半数近くの原因を占める国民病ともいわれるようになり、全国の歯科治療において、歯周疾患に対する効果的治療を推進する施策が求められ、その一環として、昭和60年4月から実施された歯科診療におけるP1型治療（治療計画書に基づき、適応検査、精密検査を行った上、再評価

検査によりその効果を確認しつつ、時間をかけて計画的・段階的治療を実施するものであり、治療計画書に基づかないP2型治療と区別される)において、歯周治療用装置としての被覆冠につき保険点数算定を認めることになったことから、算定告示においてその算定要件を定めることにしたのである(なお、P1型、P2型の治療区分は平成8年3月廃止され、算定告示等も改正された)。

P1型治療においては、治療計画樹立後、適応検査、精密検査の結果、歯周初期治療に入る段階で、古い被覆冠等の辺縁不適合物(歯肉に適応しない既存の修復物)があるときは速やかにこれを除去し、長期間かけてプラークコントロール、除石、ルートプレーニング(根面の平面化)といった歯周初期治療を段階的に進めることが必要不可欠であるから、歯周治療用装置は歯周初期治療の段階までに装着されるのが常識であり、また、歯周治療用装置を初期治療後に装着する場合にも装着後長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で装着されることが必要である。辺縁不適合物を除去した後に歯牙をそのままにしておくと、残存歯のかみ合わせ不良となり、前後の歯が傾くなどして、歯肉に悪影響を及ぼし歯周疾患を急激に悪化させる危険があるため、歯周疾患治療の一環として治療用被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善等を図りながら、除石その他の歯周治療を併せて実施し、少なくとも1か月以上の長時間をかけて歯肉の改善を図ることが求められるのである。歯周疾患治療の基本は、その原因となるプラーク(歯垢)の除去にあり、そのためには患者が清掃しにくい残存プラークを機械的に除去し、その後歯磨きによるプラークコントロールを行い、十分な歯肉の改善が見られた後に、印象採得、欠損補綴という最終治療を行うことが予定されている。歯周治療用装置は、このような政策的に推進される歯周疾患の積極的治療の一環として実施されるものであるが故に独立した高い保険点数算定が認められたのである。

イ 暫間被覆冠に独立の保険点数算定が認められない趣旨

暫間被覆冠は、歯周治療用装置としての被覆冠と比較し、外観、材質は変わらないが、歯周治療用装置のように歯周疾患の積極的治療の一環として用いられるものではなく、歯周治療が終了し、最終的な歯冠修復物を装着するまでの間、既存の修復物を除去したり、歯を削ったりした後、治療中の歯が穴の開いた状態となるため、感染防止や審美性保持の目的で暫定的に装着する暫定的な被覆冠であるため、独立した保険点数の算定を認めず、最終的治療及びその前処置の点数に含めて評価されるべきものである。したがって、被控訴人が保険点数の算定を主張する本件の各被覆冠は暫間被覆冠とみるべきである。

ウ 「治療計画書」に基づくとの要件について

算定告示の解釈指針である25号通知は、「治療計画書に基づき」という要件を明示しており、歯周治療用装置の保険点数算定が認められるためには、その装着予定が治療計画書に明記されていることを要すべきは当然であるし、治療計画書に歯周治療用装置の装着の予定そのものを記載することが必要である。25号通知が「治療計画書が診療録に付随してこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差

し支えない」としているのも、当該治療措置が治療計画書に記載されていることを前提に、その場合、これと一体となすカルテに二重記載を要しないとする趣旨にすぎず、その記載の省略を認めるものではない。

歯科診療の実務において、治療計画書の記載事項や形式が簡略化されている実情があり、治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなくても「治療計画書に基づき」との要件を充たすとの実務上の運用が存在しているとしても、それは少なくとも、カルテの記載等や実際の診療経過に照らし、当該被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況が必要であるというべきであり、本件においてはそのような状況は存在しない。むしろ、患者A及び患者Bについては、古いブリッジ等を除去しないまま除石等の歯周治療を続けたうえ、メタルコア装着、歯冠形成、歯冠修復物装着等の最終的処置が近接して初めて被覆冠が装着されたのであるから、これらの本件各被覆冠があらかじめ計画、予定された処置であると認めることはできない。

エ 「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」の要件について

「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」という意味は、歯冠修復等の最終的治療着手後に用いた被覆冠は、歯周治療用装置と取り扱わないという趣旨に理解すべきである。最終的治療の段階で装着した被覆冠は、暫間被覆冠として歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着の点数算定に含めて評価され、独立した点数評価に値しないからである。また、歯周治療用装置は前記のとおり長期にわたり咬合性疾患等を予防しながら歯周病疾患治療を継続する必要のある場合に装着されるものであって、本件のようにメタルコア印象採得時に歯周治療用装置を装着するというようなことは歯周病治療の措置としては背理というほかない。また、もし、このようなことを認めることになれば、本来暫間被覆冠として他の歯冠修復等の処置の点数に含めて評価され独立した点数評価をすべきでない処置に高い保険点数を算定するという極めて不当な結果を招来することになる。

本件において上記要件を検討してみると、患者Aについては、メタルコア印象採得時に本件被覆冠(一)が装着され、その後何らの歯周病治療を施すこともなく、硬質レジン前装冠による歯冠形成という最終的処置が行われており、また、患者Bについては、ブリッジ印象採得の15日前及び7日前に本件被覆冠(二)、(三)が装着されているが、その後歯周病治療の処置がとられないまま最終的歯冠修復の処置に至っているのであるから、このように患者A及び患者Bに装着された被覆冠は、最終的歯冠修復物を装着するまでの暫時の間、歯を保護することを目的として装着された暫間被覆冠に該当することは明らかである。

オ 「咬合の回復と残存歯の保護のため」との要件について

「咬合の回復と残存歯の保護のため」とは、歯周疾患改善のため、長期にわたり、歯肉等に対し積極的治療をなす目的で被覆冠を装着することを意味するものである。しかるに、本件において、患者Aの歯周疾患はそもそも軽度であり、その歯肉

の状態は一貫して改善傾向で推移しており、本件被覆冠(一)の装着時において、患者Aの歯肉の状態が、歯周治療用装置の装着による積極的治療を必要とする状態にはなかった。また、患者Bについても、歯周疾患の程度は軽度であり、本件被覆冠(二)、(三)の装着時には、除石等の歯周治療は既に終了していた。したがって、上記各被覆冠が咬合の回復と残存歯の保護という歯周治療の目的で装着されたものということとはできない(なお、患者Bについて、ブリッジ除去後に発赤箇所が見つかったというような事実があるようであるが、その程度の炎症は自然治癒するものであり、これが歯周治療用装置を必要とする程度の歯肉の炎症と見ることは相当ではない)。

カ 最終的治療措置との二重評価

本件において、被控訴人は、患者Aについて、平成7年6月6日に本件被覆冠(一)を装着して点数150点を算定するとともに、メタルコア印象採得を行い、その1週間後に、同一歯牙にメタルコアを装着して640点を算定するとともに歯冠形成(硬質レジン前装冠装着のため歯を削ること)を行って2620点を算定し、その10日後に硬質レジン前装冠の装着をして5680点を算定し、患者Bについては平成7年7月4日に右上6番の歯牙に本件被覆冠(二)を装着して50点を算定し、同月12日に右上4番の歯牙にメタルコア印象採得を行い、同日本件被覆冠(三)を装着して100点を算定し、同月19日には右上4番歯牙につきメタルコアを装着し、同歯牙及び右上6番歯牙につきブリッジの印象採得を行い合計270点を算定し、また、同日同各歯牙に歯冠形成を行い合計445点を算定し、同月28日に同歯牙にブリッジ装着を終えて1928点を算定している。しかし、本件において患者A及び患者Bについて装着された各被覆冠は、暫間被覆冠であり、その機能、装着時期に照らし、歯周治療用のものとはいえないのであるから、それぞれ被覆冠装着後時を置かずとられた最終的治療処置の点数に含めて評価されているというべきである。

(3) 被控訴人の当審における主張

ア 算定告示の趣旨・目的

歯牙の被覆冠については、歯周治療用装置、暫間被覆冠のいずれも、その外観、材質において同一であり、その機能においても、被覆冠を装着することにより、残存歯への悪影響を防止するとともに歯の機能を回復させ、かみ合わせ不良を是正し、感染症を防止するものである点において変わりはない。また、2次的機能においても、歯の機能回復を図り、歯根膜に刺激を与え、廃用性萎縮を防止するとともに、歯の形態の回復により、歯肉に対する歯ブラシと食物による刺激を与えることを可能にして、これにより歯肉の血行を促し歯周治療に資するという点において差はない。結局、両者の違いは算定告示及び25号通知によって保険点数が認められるかどうかという点にあり、25号通知の前記3要件を充たすものを歯周治療用装置と呼び、要件を充たさないものを暫間被覆冠と呼ぶにすぎない。そして、歯周治療用装置に保険点数が算定され、暫間被覆冠に保険点数が算定されないのは、暫間被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴に着手後にこれらの処置の一環として装着され、これらの保険点数によって評価され尽くされるものであるため独立の保

険点数を認めないことにしたのである。

控訴人は、最終的治療に着手した後の被覆冠の装着は歯周治療用装置としての保険点数は認められないと主張し、メタルコア及びブリッジの印象採得等が最終治療の着手に該当するように主張するが、メタルコアは歯冠修復物の土台となるものであり、歯冠修復物ではないうえ、保険点数も歯冠修復物とは全く別個に算定されることになっているから、その印象採得は最終的な治療としての歯冠修復の着手とはいえない。

また、控訴人は、P1型治療とP2型治療とが全く別個の治療方法であるように主張するが、両者は保険点数算定上の区別にすぎず、P1型においては「治療計画書」の作成が求められ、「適応検査」や「精密検査」の内容についての要件が定められている点、並びにP1型でなければ歯周治療用装置に保険点数の算定が認められていない点において異なっているだけであって、「被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善を図りながら、除石その他の歯周治療を併せて実施し、歯肉の改善を図ること」、再評価により「歯肉の改善が得られたことが確認された場合に歯冠修復や欠損補綴といった最終治療が行われること」についても共通である。

控訴人は、歯周治療用装置といえるためには、歯周治療の一環として治療用被覆冠を装着し、少なくとも1か月以上の長時間をかけて歯肉の改善を図ることが当然の前提をなすように主張するが、患者の歯周疾患の状態は千差万別であり、その治療の進展は、患者の病状や努力・意欲にかかる点が大いから、少なくとも1か月以上の長時間の装着が必要であるというようなことはいえない。

イ 「治療計画書」に基づくとの要件について

算定告示及び25号通知は、「治療計画書に基づき」と規定するにすぎず、「治療計画書自体に、歯周治療用装置の装着予定が明記される」ことを要求していない。

「治療計画書」とは、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び治療上の指導計画等が記載されているもの」をいうとされているが（昭和60年2月18日保険発第11号）、その記載については、その後の疑義解釈通知により、「書」といった形式にとらわれることなく、カルテの中でも、別紙にでも、大づかみに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めればよいと解されている。また、実際に用いられている治療計画書の様式もそのほとんどが簡潔な記載を行う様式が採用されており、具体的な歯周治療用装置の装着に関する記載をする方式をとっていない。実務においては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなく、単に「Cr」（鑄造冠）と記載されているにすぎないにもかかわらず歯周治療用装置の請求が行われており、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解されるものについては、「治療計画書」に基づくものとして保険点数が認められており（甲14）、また、歯周治療用装置を治療計画書の作成以前に装着した場合にも診療報酬の請求が認められている（甲11）。これらは、治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載がなくても、カルテ等の記載から歯周治療用装置の必要性が理解できる場合については保険点数を算定できることを示すものである。

ウ 「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」の要件について

て

控訴人は、歯周治療用装置は歯周初期治療の段階で装着されるのが常識であり、初期治療後に装着する場合にも、その後長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられるべきであるから、被覆冠装着後間もなく、最終的処置がとれるような場合には、暫間被覆冠として保険点数算定の対象にはならない旨主張する。しかし、歯周疾患の態様は千差万別であって、歯周治療用装置はその必要に応じて装着されるものであり、歯周初期治療の段階で装着されるとは限らない（乙18、19）。算定告示及び25号通知も「歯周治療用装置とは、治療計画書の記載に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいう」としており、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に装着されたものに保険点数の算定を認めている。控訴人の主張は、算定告示及び25号通知の定める要件以外の要件を付加するものであり不当である。しかも、算定告示はその後変更され、現在では、歯周治療用装置に保険点数が算定されるのは、歯周外科手術を行った場合に限られることになったが、これは装着時期を広く認めていた取扱いを変更したものと理解すべきであり、歯周治療用装置は歯周初期治療の段階に装着することが常識とする控訴人の主張に根拠のないことを示すものである。

エ 「咬合の回復と残存歯の保護のため」との要件について

控訴人は、「咬合の回復と残存歯の保護のため」とは、歯周疾患改善のため、長期にわたり、歯肉等に対し積極的治療をなす目的で被覆冠を装着することを意味するものであるところ、患者A及び患者Bに対する被覆冠の装着は、最終的処置のみが残された段階で装着されたものであり、歯周疾患治療を目的とするものとはいえず、独立点数算定をすべきではない旨主張する。しかしながら、被覆冠を装着する理由は、残存歯への悪影響を防止するとともに歯の機能や咬合の回復を図り、歯根膜に刺激を与え、廃用性萎縮を防止するとともに、歯肉に対する歯ブラシと食物による刺激を与えることを可能にして、これにより歯肉の血行を促し歯周治療に資する点にあるから、その要件は文字通り「咬合の回復と残存歯の保護のため」に装着されることを要し、それで足りるというべきである。

オ 控訴人が本件各被覆冠につき、歯周治療用装置ではないとして保険点数の算定をしないことの不当性について

被控訴人は、本件で問題となっている歯周治療用装置のほか、患者Aについては平成7年5月24日に、患者Bについては同年5月8日、同月30日及び同年6月23日にそれぞれ歯周治療用装置を装着し、それらについてした保険請求については、保険点数を算定のうえ診療報酬を支払っていたのであるから、本件についてのみの支払いを拒絶することは背理というべきである。

カ 二重評価について

本件の各被覆冠は、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠には該当せず、一連の最終的処置に含まれて評価されているものではなく、二重評価の問題は存在しない。

第3 証拠

本件記録中の原審及び当審における各書証目録、各証人等目録記載のとおりであるから、これを引用する。

第4 当裁判所の判断

1 当裁判所も被控訴人の本訴請求は、正当としてこれを認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加・訂正するほかは、原判決の理由説示と同一であるから、これを引用する。

(1) 原判決36頁7行目の「二〇、」を「二〇ないし三〇、」に、同じ行の「一八、」を「一九、」にそれぞれ改め、同8行目の「二八、」の次に「二九の一、二、三三、三四、」を、同8行目の「原告本人」の次に「(一、二回)」をそれぞれ加える。

(2) 原判決37頁8行目の「右上四番、同二番、同一番、左上一番、同二番について」を「左下四番、同五番について齲蝕症三度、右上四番、同二番、同一番、左上一番、同二番、右下八番ないし同六番、左下六番ないし同八番について、」と改め、同10行目の「同月一三日には、」の次に「左下齲蝕治療のほか、歯周治療の一環として」を、同38頁4行目の「(根管治療を示す。)」の次に「左下七番、同八番、右下七番、同八番抜歯、左下四番、同五番麻酔抜髓」をそれぞれ加え、同5行目の「岩手県保険医協会」を「岩手県歯科医師会」と改め、同39頁2行目の「同月一八日、」、同3行目の「二五日、」、同4行目の「七日、」、同7行目の「五月二四日、」、同40頁5行目の「同月六日、」のそれぞれ次に、いずれも「右上七番、同四番ないし左上五番、左下六番ないし右下五番について歯槽膿漏の処置を行うとともに、」を、同40頁6行目の「終了した。」の次に「同各歯の」を、同41頁2行目の「同月一三日、」の次に、「右上七番、同四番ないし左上五番、左下六番ないし右下五番について歯槽膿漏の処置を行うとともに、」をそれぞれ加える。

(3) 原判決43頁2行目の「行った。」を「行うとともに、右上七番、同六番、同四番ないし左上七番、右下八番、同七番、同五番ないし左下五番、同七番等に歯槽膿漏の処置を行った。」と改め、同3行目の「七月四日、」の次に「右と同様の歯槽膿漏の処置を行ったほか、」を、同じ行の「同六番」の次に「(同五番の歯は欠損)」をそれぞれ加え、同6行目の「特に右上五番」を『右上四番のメタルコアを除去したところ、その隣の欠損歯である右上五番の歯肉部分』と改め、同末行の「同月一二日、」の次に「前記と同様の歯槽膿漏の処置を行ったうえ、」を、同44頁1行目の「メタルコアの装着までの間、」の次に「次回の診療において右上四番ないし同六番(同五番は欠損)に架けるブリッジの印象採得を予定し、それまでの間、」を、同4行目の「ブリッジ形態」の次に「の歯周治療用装置」をそれぞれ加える。

(4) 原判決48頁7行目の次に、行を変えて次のとおり加える。

「3 前記のとおり、実際に用いられている治療計画書の様式もそのほとんどが簡潔な記載を行う様式が採用されており、具体的な歯周治療用装置の装着に関する記載をする方式がとられていなかったところ、実務においては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなく、単に「Cr」(鑄造冠)と記載されているすぎないにもかかわらず歯周治療用装置の請求が行われていたり、治療計画書の記載から歯周治療

用装置の装着が当然に予定されていると理解されるものについては、「治療計画書」に基づくものとして保険点数が認められており（甲14）、また、歯周治療用装置を治療計画書の作成以前に装着した場合にも診療報酬の請求が認められていた（甲11）。しかも、被控訴人が、本件各治療中において患者Aに平成7年5月24日左上2番に装着した歯周治療用装置、患者Bに平成7年5月8日左上3番、同4番に、同月30日右上2番、同1番、左上1番に、同年6月23日右上3番にそれぞれ装着した各歯周治療用装置については、控訴人において被控訴人の請求したとおりに診療報酬の算定を認め、現にその支払いをしている（甲6、7、24）。

4 また、控訴人は被控訴人の本件各被覆冠の診療報酬請求に対する減点査定の理由として、当初は、「過剰と認められる手術」（患者A）あるいは「不相当又は不必要と認められる手術」（患者B）と記載していたが（乙4、5）、その後、平成7年10月17日付け「再審査の結果について（通知）」において「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれる」と説明し（甲4）、本件訴訟提起後においても、平成8年5月10日付け準備書面では、患者A、患者Bの減点査定の理由として「手術」と記載したのは「処置」の誤記であると説明し、同年6月24日付け準備書面では減点査定の理由を「本件各被覆冠は歯周治療用装置ではなく、最終的な歯冠修復又は欠損補綴修復の一環としての暫間被覆冠であり、歯冠修復又は欠損補綴修復の所定点数に含まれるものである」と説明し、平成9年11月27日付け準備書面では「メタルコアを製作するまでの間に被覆冠を装着するのはメタルコアの所定点数に含まれる」と説明し、平成10年2月6日付け準備書面では「本件各被覆冠の装着は治療計画書に基づくものではないから保険点数を算定することはできない」と説明し、減点査定の理由に関する主張を次々と変遷させた。

5 なお、平成8年3月になり、P1型、P2型の治療区分は廃止され、それに伴い算定告示等も改正され、歯周治療用装置は、歯周初期治療によっても十分な治療効果の得られない重傷の歯周疾患について、歯周外科手術を行い、同手術と並行して用いられた場合に限って点数算定が認められることになった（弁論の全趣旨）。」

（5） 原判決48頁末行から同49頁3行目までを次のとおり改める。

「1 被控訴人は、患者A及び患者Bの両名に対する本件各治療において、いずれも初診時適応検査を行い、当初の臨床所見において歯周治療の必要性を認め、治療計画書にも「除石」、「根幹治療」、「抜歯」、「麻酔抜髄」、「冠装着」、「ブリッジ装着」等の記載をしているのであって、それらの記載内容から見れば、患者A及び患者Bの治療の過程において歯周治療用装置として本件各被覆冠の装着が当然に予定されていたものというべきである。」

（6） 原判決54頁7行目の次に行を変えて、次のとおり加える。

「（3） また、前記認定のとおり、被控訴人が、本件各治療において患者Aに平成7年5月24日装着した歯周治療用装置、患者Bに平成7年5月8日、同月30日及び同年6月23日装着した各歯周治療用装置について、控訴人において被控訴人の請求どおりに診療報酬の算定を認めてその支払いをしていることに照らしても、控訴人の主張は採用し難いところである。

(4) なお、当審証人宮武光吉、同石井拓男の各証言、乙30ないし32には控訴人の主張に副う部分があるが、その内容はいずれも現時点から見てこう解釈すべきであったという内容を強調するにすぎず、控訴人において控訴人主張のような解釈を採用して、歯周治療用装置に係る診療報酬の査定をしていた事実を明らかにする証拠（治療計画書に歯周治療用装置を装着することの記載をしない歯周治療用装置やメタルコアの印象採得後に装着された歯周治療用装置についての診療報酬請求につき、25号通知の要件を欠くものとして一般的に減点査定していたことを明らかにする資料）による裏付けのないことや、控訴人が本件訴訟において本件減点査定をした理由を当初から明確に主張できず、その主張を次々と変更して来たという事情に照らして、たやすく採用できない。」

(7) 原判決55頁末行の「この時点で」の次に「欠損歯である同五番の」を加え、同57頁6行目の「したがって、」を「加えて、歯周疾患がもともと完治困難な疾患であり、被控訴人が、前記認定のとおり、患者Bに対して本件被覆冠(二)、(三)を装着した時点においても従前どおり歯槽膿漏の治療を継続的に行っていること等の事実を考慮すれば、」と改め、同58頁6行目の次に行を変えて、次のとおり加える。

「(4) 当審証人宮武光吉、同石井拓男の各証言、乙30、31には控訴人の主張に副う部分があるが、前記のとおりたやすく採用できない。」

(8) 原判決59頁2行目の「歯冠修復」を「歯冠修復又は欠損補綴」と改め、同59頁4行目から62頁末行までを次のとおり改める。

「(2) そこで検討するに、算定告示及び25号通知にいう「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」が具体的に何を意味するのかについては、その文理上必ずしも明確ではないが、歯冠修復又は欠損補綴に着手する時期は歯周治療が一応終了した後であるというべきであるから、少なくとも歯冠修復又は欠損補綴の処置に着手した後は歯周治療用装置に保険点数の算定を認めることは許されないと解すべきである。ただ、その場合に、何をもちて歯冠修復又は欠損補綴の着手といえるかが問題となるところ、控訴人は、算定告示(乙21)が「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「第1節 歯冠修復及び欠損補綴料」の中に(支台築造)という項目を設け、メタルコアの印象採得については、メタルコアの築造に含めて評価するとしていることを根拠にして、メタルコアの印象採得をもつてその着手があったものと主張するようである。

しかしながら、メタルコアは、歯冠修復を行うに際し、歯の実質欠損が大きい場合に、鋳造物を用いて支台歯形態を修復して、歯冠修復を適正に行うことを目的とする処置であって、適正に形成された支台歯の上に装着するものである歯冠修復物又は欠損補綴物とはその目的や機能において全く異なるものであるうえ、保険点数の算定においてもメタルコアの点数と歯冠修復又は欠損補綴の点数とは明確に区別されている。すなわち、保険点数の算定上、メタルコアの印象採得を行い、メタルコアを装着するまでの段階と歯冠修復物又は欠損補綴物の印象採得を行い、その装着をするまでの段階とでは保険点数算定が別体系となっていること(乙9、21、

原審における被控訴人（2回））、また、そもそも歯周疾患の病態は患者により千差万別であり、歯周疾患に罹患している患者に歯冠修復又は欠損補綴の処置を行う場合には、歯周治療の状態を見ながら歯冠修復の時期を探ることにならざるを得ないから、メタルコアの印象を採得した時点においても、さらに咬合を可能にして残存歯の保護を図る目的に資するために歯周治療用装置の装着が必要となる場合のあることを否定できないこと（原審における被控訴人（2回））、加えて、被控訴人は、患者Bに対する本件各治療中、平成7年5月8日左上3番、4番に、同月30日右上2番、1番、左上1番に、同年6月23日右上3番にそれぞれ装着した各歯周治療用装置については、本件被覆冠(一)及び(二)と同様にいずれもメタルコアの印象採得と同時に装着されたものであったにもかかわらず、被控訴人の請求どおりに診療報酬の算定を認めてその支払いをしていること（甲7、24）等に照らせば、算定告示における「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件は、少なくとも歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得に着手するまでの間という意味に理解するのが相当である。

なお、当審証人宮武光吉、同石井拓男の各証言、乙30、31には控訴人の主張に副う部分があるが、前記のとおりたやすく採用できない。

そうすると、控訴人の前記主張は採用できない。」

2 以上によれば、被控訴人の控訴人に対する本訴請求はこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却すべきである。

よって、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法67条1項、61条を適用して、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第三民事部
裁判長裁判官 喜多村治雄
裁判官 小林 崇
裁判官 片瀬敏寿

これは正本である。

平成14年1月23日
仙台高等裁判所第三民事部
裁判所書記官 立花 亘